埼玉県行政書士会

埼玉県行政書士会は、行政書士法に基づき昭和２６年に設立された法人です。構成員は、県内に事務所を置く行政書士及び行政書士法人の全員で、平成30年4月1日現在、2400名の会員が加入しています。会では、研修会の実施をはじめとする会員の指導や連絡、無料相談会や会報の発行などを通じた行政書士制度の広報、さらに会員の品位保持や業務の改善進歩に関する事業を積極的に行っています。また県内２３地域に支部を設けて各行政機関で市民相談など地域に密着した活動を幅広く展開しています。尚、全国47都道府県の各行政書士会が加入する上部団体として日本行政書士会連合会があり、全国の行政書士や行政書士法人の 登録事務を一元的に管理しております。

行政書士は、行政書士法（昭和26年2月22日成立）に基づく国家資格者で、他人の依頼を受け報酬を得て役所に提出する許認可等の申請書類の作成並びに提出手続代理、遺言書等の権利義務、事実証明及び契約書の作成等を行います。また、行政において福祉行政が重視され、国民生活と行政は多くの面に関連を生じることとなり、その結果、住民等が官公署に書類を提出する機会が多くなっています。更に、社会生活の複雑高度化等に伴い、その作成に専門的知識を要する書類も増加してきています。そのため、行政書士が官公署に提出する書類等を正確・迅速に作成することにより、国民がその生活上の諸権利・諸利益が守られ、行政においても提出された書類が正確・明瞭に記載されていることは、効率的な処理が確保されるという公共的利益があります。行政書士の役割は極めて高くなっております。

行政書士業務は、依頼された通りの書類作成を行う業務から、複雑多様なコンサルティングを含む許認可手続きの業務へと移行してきており、高度情報通信社会における行政手続きの専門家として国民から大きく期待されています。

埼玉県行政書士会
〒330-0062　埼玉県さいたま市浦和区仲町3-11-11
TEL:048-833-0900　FAX:048-833-0777
受付時間　月～金　9:00-17:00

行政書士の仕事

書類の作成とその代理、相談業務

● 「権利義務に関するもの」

土地･建物利用　　相続・遺言

各種契約書　　内容証明書

成年後見制度　　法人設立

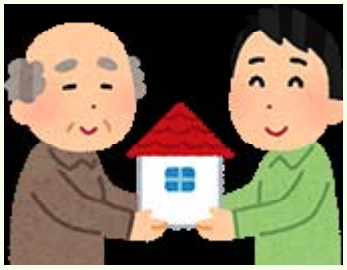

● 「事実証明に関するもの」

実地調査　　各種図面作成

外国人　　会計帳簿

● 「官公署に提出するもの」

各種許認可申請

埼玉県行政書士会

空き家対策
～ 取り組み・活動 ～

- 空き家等に係る「相談」
  埼玉県行政書士会での常設電話相談
  埼玉県行政書士会での面談相談
  県内２３支部にて相談会の開催
- 空き家所有者等の「調査」
  空き家所有者等の所在確認
  空き家所有者等への助言援助
  親族関係図の作成
- 相続等に関する「助言」
  相続等に関する助言
  相続関係説明図の作成
  成年後見制度の利用
- 空き家の活用等の「提案」
  賃貸、売却、自己使用、宿泊施設、
  土地活用（解体）
  各種契約書等の作成
  許認可等の申請、　補助金等の申請